

# 島根県報

平成26年9月24日(水)

第 2,634 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

# 【告 示】

平成26年度定期種畜検査に合格した種畜(食料安全推進課)2解除予定保安林 (5件)(森 林 整 備 課)2森林法第189条の規定による告示及び掲示 (4件)( ″ )4急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件)(砂 防 課)5建築基準法の規定による道路の指定の取消し(建 築 住 宅 課)6

## 【公告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録 (森 林 整 備 課) 7

# 告示

# 島根県告示第538号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項の規定による平成26年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
31432020001	D052	豚	級外
		その他	
31432020002	D053	豚	級外
		その他	
31432020003	C 354	豚	級外
		その他	

#### 島根県告示第539号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町紙祖ロ569-5・ロ571-7 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、ロ569-6、ロ569-7、ロ570-15、ロ571-9

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町紙祖口569-5・ロ571-7 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、ロ570-14、ロ570-16、ロ571-2、ロ571-4、ロ571-8、ロ571-10

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第540号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所 益田市美都町山本イ1231-5
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由道路用地とするため

#### 島根県告示第541号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
  益田市美都町山本イ1231-3、イ1231-4
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 島根県告示第542号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所 益田市美都町山本イ2330-6
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由道路用地とするため

#### 島根県告示第543号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所 益田市美都町山本イ2330-4
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 島根県告示第544号

平成26年島根県告示第497号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所、奥出雲町役場、川本町役場、美郷町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明	である通知の相手方
	保安林の権利者	住 所
益田市大谷町1664、2102-1	御神本 康一	広島県福山市寺町13番20-703 メゾン八杉
仁多郡奥出雲町大馬木2860	恩田 淑子	東京都国立市東3-21-26
邑智郡川本町都賀行873-1、873-2、873-3	松島 弘昭	邑智郡川本町都賀行254-1
邑智郡川本町川本2715、2715-1、2715-2	伊藤 謙	邑智郡川本町川本1172
邑智郡美郷町浜原483-9	藤原 俊彦	広島市佐伯区海老園 1-10-36-101
邑智郡邑南町日貫1298、3987-3	高場 武美	邑智郡邑南町日貫1300
邑智郡邑南町日貫3964-4	藤井 富士惠	邑智郡邑南町日貫1560

#### 島根県告示第545号

平成26年島根県告示第498号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明	である通知の相手方	
株女林の別任場別	保安林の権利者	住 所	
雲南市木次町西日登1125、3354	石田 玲子	雲南市木次町西日登38-20	
雲南市木次町西日登1128	石田 キミエ	大阪府交野市私市二丁目9-8	
邑智郡邑南町雪田2173-1	森田 友清	広島市安佐南区長東二丁目21-18-3	

## 島根県告示第546号

平成26年島根県告示第499号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明	である通知の相手方
	保安林の権利者	住 所
鹿足郡吉賀町幸地1552、1554	広兼 久幸	益田市幸町1-69
鹿足郡吉賀町幸地1553	板垣 伸	山口県山陽小野田市厚狭690

#### 島根県告示第547号

平成26年島根県告示第500号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明	である通知の相手方
休女林の所仕場所	保安林の権利者	住 所
邑智郡邑南町下口羽2860	三上 美智子	邑智郡邑南町下口羽1283-3
邑智郡邑南町下口羽2863-1、2863-2、3093-	伊藤 二三子	愛知県名古屋市東区豊前町3-32
2,3093-3		
邑智郡邑南町下口羽2863-1、2863-2、3093-	伊藤 弘之	愛知県名古屋市東区豊前町3-32
2,3093-3		
邑智郡邑南町下口羽2864	三上 初枝	邑智郡邑南町下口羽1160
邑智郡邑南町下口羽3080	福田 政則	邑智郡邑南町下口羽531-1
邑智郡邑南町下口羽3082	田中 一誠	広島県広島市西区古江西20-18-28

# 島根県告示第548号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

本町 (追加)

2 土地の表示

平成17年島根県告示第730号(以下「告示」という。)で指定した標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線、標柱10号と11号を結んだ線及び告示で指定した標柱7号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
安来市広瀬町布部1155番	10号

ッ 1152番 1 11号

#### 島根県告示第549号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

宮野原(追加)

2 土地の表示

平成25年島根県告示第626号(以下「告示」という。)で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線、標柱10号から24号までを順次に結んだ線、標柱24号と告示で指定した標柱4号を結んだ線及び告示で指定した標柱3号と告示で指定した標柱4号を結んだ線により囲まれた区域

	所 在 及 び 地 番	標柱番号		
邑智郡邑南町井原1979番 1		10号		
"	1987番 1	11号		
"	1985番 5	12号		
"	2026番 3	13号		
"	2029番 4	14号		
"	2029番	15号		
II.	2030番 1	16号及び17号		
11	2030番 2	18号		
"	1964番 6	19号		
"	1965番 1 地先道路敷	20号		
"	1965番 1	21号及び22号		
"	1985番 6	23号		
IJ	1971番 1	24号		

## 島根県告示第550号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により指定した道路について、次のとおり当該指定を 取り消したので告示する。

その関係図面は、浜田県土整備事務所及び浜田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定の取消しに係る道路
  - (1) 路線名

浜田市道長沢外ノ浦線

- (2) 指定の年月日及び番号平成24年1月16日 第1号
- (3) 道路の位置

起点:浜田市松原町138番3 終点:浜田市外ノ浦町1490番5

(4) 道路の幅員

10.0メートルから12.0メートルまで

(5) 道路の延長

488.3メートル2 指定の取消しの年月日

平成26年9月24日

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

		生産事業の内容						
登録番号	生産事業者の氏名	種		穂		苗木		事業所の名称及び所在地
豆 郊 街 万	又は名称及び住所	採	取	精	選	幼苗の育成	幼苗以外の	事業所の右称及OM任地 
		1/4	цх	作用	迭	列田の月成	苗木育成	
	農事組合法人 飲水思源の							農事組合法人 飲水思源の
	里大谷							里大谷
378	代表理事組合長 石原 博					0	0	仁多郡奥出雲町大谷342番地
	仁多郡奥出雲町大谷342番							2
	地 2							
1962	戸田 勇司					0	0	戸田樹苗園
	邑智郡邑南町矢上5776-54							邑智郡邑南町矢上5776-54